



2023年3月3日

各 位

会社名 株式会社サイフューズ
代表者名 代表取締役 秋枝 静香
(コード番号: 4892 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 経営管理部長 三條 真弘
<https://www.cyfusebio.com/contact>

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たな役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2023年3月28日開催予定の第13期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

今般、当社では、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、新たに在任条件型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、あわせて「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の内容

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付したうえでこれを保有させるものです。

本制度により交付される株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「在任条件型譲渡制限付株式」と、当社の企業価値向上に向けた業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定する「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成されます。

(2) 本制度にかかる報酬額の上限及び交付される当社の普通株式の総数

本制度に基づき、対象取締役に対して「在任条件型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭とし、その総額は、「在任条件型譲渡制限付株式」については年額1億円以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき1億5千万円以内といたします。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第11期定時株主総会において、年額2億円以内とご承認をいただいておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記のとおり設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いするものです。

対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について交付を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、「在任条件型譲渡制限付株式」については年10万株以内、また、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき15万株以内（ただし、いずれも、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整されます。）といたします。

（3）報酬の支給方法

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会において決定するものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は3名となります。

また、本制度により交付される当社の普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

（4）当社普通株式の交付

本制度に基づく当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の交付にあたっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めること、③一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とするものとします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上